

(1) 特定建築物

法で定める「多数の者が利用する建築物」のことをいい、建築、用途変更、修繕、模様替えをするときは、基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられます。

(2) 特別特定建築物

法で定める「特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」のことをいい、定められた規模以上の面積の場合には、建築主等は建築等を行う際に、建築物移動等円滑化基準(バリアフリー整備基準)に適合させると共に、適合状態を維持しなければなりません。

また、地方公共団体の条例で特定建築物の中から追加することができることから、県の条例で対象となる建築物を追加しています。

なお、既存の特別特定建築物については基準適合させるために必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられます。

(3) 特定建築物と特別特定建築物の関係図

特定建築物「多数の者が利用する建築物」学校、事務所、共同住宅、工場など	
特別特定建築物「不特定多数の者が利用するもの、又は、主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物」 物販店、飲食店、集会所、病院、老人ホームなど	※条例で用途追加
※条例で 2,000 m ² 未満にも適用	
法で 2,000 m ² 以上に適合義務 (公衆便所は 50 m ² 以上)	

(4) 建築物一覧

	特定建築物	特別特定建築物	
		法で規定する建築物	条例で追加する建築物
建築物 (小規模建築物 含む)	学校(各種、専修学校含む)	特別支援学校	公立小学校等又は特別支援学校以外(各種、専修学校含む)
	病院又は診療所	病院又は診療所	
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
	集会場又は公会堂	集会場又は公会堂	
	展示場	展示場	
	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館	
	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
	共同住宅、寄宿舎又は下宿		共同住宅、寄宿舎又は下宿
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る)	左記を除く用途
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	
	体育館、水泳場、ボウリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館(一部公共の用に供されるものに限る)、 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)若しくは ボウリング場又は遊技場	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く)
	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館又は図書館	
	公衆浴場	公衆浴場	
	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	
	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局又は理髪店、クリーニング、取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場		
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		自動車教習所又は職業訓練校
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供される)	
公衆便所	公衆便所		
公共用歩廊	公共用歩廊		